

自由金利型定期預金(大口定期預金[単利型])

平成26年11月4日現在

商 品 名	自由金利型定期預金(大口定期預金[単利型])
販 売 対 象	法人及び個人の方
期 間	定額方式…1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式…1カ月超5年未満 ※定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続・元利金継続)の取扱いができます。
預 入 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	一括預入 1千万円以上 1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 方 法 (3)計 算 方 法	固定金利(預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。) ※自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (1)預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 (2)預入期間2年以上3年未満のものは1年目の応答日に約定利率に0.7を乗じた利率により中間利払を行います。 (3)預入期間3年以上のものは1年目、2年目、3年目、4年目の応答日に約定利率に0.7を乗じた利率により中間利払を行います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。 法人は総合課税となります。
手 数 料	—
付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の自動継続型は「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)

<p>中途解約時の取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた利率(小数点第2位未満切捨て)により計算した利息とともに払戻します。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>(1)預入期間1ヶ月未満の場合以下の3通りの利率を算出し、最小となる利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 解約日現在の普通預金利率 ◇ 約定利率－(約定利率×30%) ◇ 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数 <p>(2)預入期間1ヶ月以上の場合以下の2通りの利率を算出し、低い方の利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 約定利率－(約定利率×30%) ◇ 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数 <p>* 基準金利とは、解約日から満期日までの残存期間に対する預金利率</p>
<p>金利情報の入手方法</p>	<p>金利は店頭の金利表示用モニター又は、店頭備え付けの金利表示ボード及び、窓口へご照会ください。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率より計算します。</p>
<p>預金保険について</p>	<p>預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>